

避難所の運営支援

○ 災害救助法が適用された大規模災害において、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する避難所を支援。

○ 留意すべき点

- ・ 生活環境の整備（畳、間仕切り用パーテーション、冷暖房機等）
- ・ 要援護者対策（障害者用トイレ、スロープ等の仮設、聴覚障害者に対する文字放送機器等）
- ・ 通信手段の確保（電話、インターネット等）
- ・ 避難住民の健康・衛生面の管理（エコノミークラス症候群、心のケア、感染症等）
- ・ 食事メニューの多様化、栄養バランスの管理等
- ・ 必要な物資を備蓄

○ 避難所の設置のために支出できる費用

避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設トイレ等の設置費。（福祉避難所については、必要に応じ介助員等の費用を負担）

○ 災害時要援護者対策（福祉避難所の設置）

災害時の被災者の中に、健康面・精神面に大きな影響を受ける多くの在宅の高齢者や障害者等（災害時要援護者）、特別の配慮を要する者がいることから、その被災者が少しでも安心できる場所（社会福祉施設等）を指定して被災者を受け入れる避難所である。

具体的には、耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された施設であり、相談等に当たる介助員等を配置できることである。

平成 21 年 3 月末現在、1 か所以上指定済の自治体割合は、23.8%である。指定数は、5, 257 施設で 4 割程度が高齢者施設である。

○ 福祉避難所の指定状況が全国で四分の一程度なので、福祉避難所に対する理解と事前指定を推進させ、避難を支援する。